

水素・燃料電池関係販路開拓・研究開発サポート調査業務仕様書

1 目的

- 山梨大学などの研究開発の優位性を生かし、水素・燃料電池関連産業を本県の成長産業として集積させるため、県内企業と県外メーカーのマッチングを推進（販路開拓サポート）するとともに、県内企業の研究開発を支援、促進（研究開発サポート）することを目的とした市場調査等を行う。

2 背景

- 昨年10月に策定された「エネルギー基本計画」において、「水素社会」を実現するためには、水素を新たな資源と位置付け、様々なプレイヤーを巻き込んで社会実装を進めていく必要があるとされた。
- 本県には、50年以上前からの燃料電池研究の豊富な実績を有する山梨大学があることや、日本を代表する燃料電池の研究・評価機関であるFC-Cubicが来春には米倉山へ全面移転予定であることなど、他にはないポテンシャルを有している。
- また、文部科学省の地域イノベーション・エコシステム形成プログラム（H29～R3）では、山梨大学と県内企業3社がそれぞれ共同開発を行うなど、他社にはない技術を有する企業も育っている。
- 県内企業も参入に意欲的であり、参入企業数は40社（H29.3）から75社（R4.3）に増加している。
- 一方、参入レベルは情報収集にとどまっており、この分野で利益を上げている企業は僅かである。

3 課題

（1）短期的課題

- コロナ禍でセミナー等がオンラインで行われるようになっており、県内企業が大手メーカー担当者と関係を形成する機会が減少し、人的交流を通じた情報収集機会が得にくくなっている。
- 県内企業は、水素・燃料電池関連産業に活用できる技術を有していたとしても、具体的に活用するための知見を有していない場合があり、参入機会を逃している可能性がある。

（2）中期的課題

- 県内企業がサプライチェーンで地位獲得していくために、他社にはない技術を獲得していく必要がある。新たな投資（研究開発）のためには、市場性や採算性、事業化可能性についての情報が不可欠であるが、一般的に入手可能なデータは、マクロ視点に基づくもので、県内企業のポテンシャル（製造側の技術水準や県内の技術シーズ）

を勘案したものとなっていない。

4 委託期間

契約の日から令和5年3月31日まで

5 委託業務の内容

(1) 販路開拓サポート調査

① 県外の水素・燃料電池関連メーカーの抽出及び情報収集

- ・ 県外の水素・燃料電池関連メーカーを抽出し、企業概要、製品名、調達担当部署連絡先を収集する。(1,000社程度)

② 県内企業とのマッチング、関係構築に向けたヒアリング

- ・ 上記①の企業のうちから、特に本県企業とのマッチングの可能性が高い企業を20社以上抽出し、製品開発上の課題、求める技術シーズ、発注ニーズ(分野・内容・ロット)等をヒアリング調査する。

(2) 研究開発サポート調査等

① 研究開発テーマ調査

- ・ 上記(1)の調査や今後の市場予測、県内企業や山梨大学の技術シーズを踏まえ、優位性のある研究開発テーマを10件以上立案するとともに、当該テーマの研究開発実施候補となる県内企業をリストアップする。テーマ立案にあたっては、やまなしHFCクラスター参加企業の業種(産業中分類による化学工業、業務用機械器具製造業、金属製品製造業、情報通信機械器具製造業、生産用機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、はん用機械器具製造業、非鉄金属製造業、プラスチック製品製造業、輸送用機械器具製造業、窯業・土石製品製造業等)を踏まえ、特定業種に偏らないようにすること。
- ・ 立案したテーマの本県企業が優位となる根拠、理由、市場動向や現況、今後の見込み、課題等を整理すること。

② 水素・燃料電池関連産業の振興に向けた県の施策への提言

- ・ 上記(1)、(2)①の調査や本県の施策等を踏まえ、本県の水素・燃料電池産業の振興のために、県に求められる役割や施策について、県に提言を行う。

6 成果物の内容

(1) 販路開拓サポート調査

① 企業概要

- ・ 企業名、製品名、調達担当部署連絡先を、つくる⇒ためる⇒はこぶ⇒つかうに分けて、川上から川下の各段階に応じて整理したもの(様式任意)

② 県内企業とのマッチング、関係構築に向けたヒアリング

- ・ ヒアリング結果に基づき、製品開発上の課題、求める技術シーズ、発注ニーズ(分野・内容・ロット)などを1企業につきA4判縦で2~3枚程度

(2) 研究開発サポート調査等

① 研究開発テーマ調査

- ・ 報告書（A4判縦）
- ・ 報告書概要版（1研究開発テーマにつきA4判横5～10枚程度で、県が県内企業に対して説明する際に使用できるもの。）

② 水素・燃料電池関連産業の振興に向けた県の施策への提言

- ・ 提言（A4判縦）

7 成果物の提出形式

- ・ 紙ベース：事業名、受託者名及び報告日を記した表紙を付けたものを1部
- ・ 電子データ：MicrosoftWord、Excel、PowerPointで作成したものをCD-ROM又はDVDにより1部

8 業務計画書

- ・ 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。
- ・ 業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

9 本業務結果等の第三者との共有

- ・ 本業務による成果物及び途中経過については、県において、山梨大学及び公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「支援機構」という。）と共有する。なお、成果物のうち、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、書面により県に申し出ること。
- ・ 本業務の実施中に行う県との協議には、山梨大学及び支援機構が同席することがある。

10 その他

- ・ 本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- ・ 本業務の全部を一括して第三者に委託することはしてはならない。
- ・ 本業務の一部を再委託する場合には、事前に県の承諾を得ること。
- ・ 本業務で調査・検討した報告書の内容（電子ファイルを含む。）の所有権や著作権は、原則として全て山梨県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、山梨県は当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- ・ 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 本業務の実施にあたって、県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確

実な方法により廃棄処分すること。

- 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。